

○経済産業省令第四十六号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十二日

経済産業大臣 宮沢 洋一

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

- 第五十七条中「（以下この条において「届出書等」という。）」を「（以下「届出書等」という。）」に改め、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）」の下に「（以下「情報通信技術利用法」という。）」を加え、同条を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。
- 2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第十五

条の計画書、第十七条の報告書、第二十六条の報告書、第四十五条の計画書及び第四十六条の報告書（以下この項及び次条において「報告書等」という。）を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主は、当該報告書等を書面等（情報通信技術利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。）により提出するときに記載すべきこととされている事項、次条第二項の規定により付与された識別符号並びに当該特定事業者等及び当該特定荷主がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次項において「設定暗証符号」という。）を、特定事業者等及び特定荷主の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書等を提出しなければならない。

3 報告書等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第一条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次条第二項の規定により付与される識別符号及び設定暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告書等を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

第五十八条第一項中「届出書等を提出しようとする者」を「届出書等及び報告書等を提出しようとする者」に改める。

様式第二十三、様式第二十四並びに様式第二十五を次のように改める。

様式第23 (第58条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書

殿

年 月 日

住所  
(ふりがな)  
法人名  
代表者の役職名  
代表者の氏名

印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第58条第1項の規定に基づき、同規則第5条の届出、第5条の3の申出、第6条第4項の申請、第6条の3の届出、第6条の4第3項の申請、第6条の6の届出、第7条の申出、第8条第3項の申請、第9条の届出、第11条第3項の申請、第13条の届出(第22条において準用する場合を含む。)、第15条の提出、第17条の報告、第21条の申出、第22条の3の届出、第22条の5の申出、第26条の報告、第42条の届出、第44条の申出、第45条の提出、第46条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者番号	
特定事業者番号(特定連鎖事業者番号)	
特定荷主番号	
特定輸送事業者指定番号 (ふりがな)	
所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名 (ふりがな)	
電話	
FAX	
メールアドレス	

- 備考
- 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
  - 2 特定事業者番号(特定連鎖事業者番号)及び特定荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
  - 3 特定輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
  - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第24 (第58条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用変更届出書

殿

年 月 日

住所  
(ふりがな)  
 法人名  
 代表者の役職名  
 代表者の氏名

印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第58条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定排出者番号	
特定事業者番号 (特定連鎖化事業者番号)	
特定荷主番号	
特定輸送事業者指定番号	
<small>(ふりがな)</small> 所在地	〒
事業所名	
所属部課	
<small>(ふりがな)</small> 氏名	
電話	
FAX	
メールアドレス	

- 備考
- 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
  - 2 特定事業者番号 (特定連鎖化事業者番号) 及び特定荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
  - 3 特定輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
  - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 2 5 (第 5 8 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用廃止届出書

殿

年 月 日

住所  
(ふりがな)  
法人名  
代表者の役職名  
代表者の氏名

印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 5 8 条第 3 項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

- 1 識別符号
- 2 暗証符号

作成担当者連絡先

特定排出者番号	
特定事業者番号 (特定連鎖化事業者番号)	
特定荷主番号	
特定輸送事業者指定番号	
所在地 (ふりがな)	〒
事業所名	
所属部課	
氏名 (ふりがな)	
電話	
F A X	
メールアドレス	

- 備考
- 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
  - 2 特定事業者番号 (特定連鎖化事業者番号) 及び特定荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
  - 3 特定輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
  - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。